
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **2015年アジェンダ協議に対する検討状況**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016年7月の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議において議題として取り上げられることが見込まれる「2015年アジェンダ協議」に関して、国際会計基準審議会（IASB）における最近の検討状況を説明し、主に2016年5月のIASBボード会議において議論されたIASBスタッフによる2017年から2021年までの作業計画案及びアジェンダ協議の間隔についてご議論いただくことを目的としている。
2. なお、これらの論点についての今後の予定は次のとおりである。
 - (1) 作業計画案については、2016年6月のIFRS諮問会議においてこのテーマを取り扱い、そのIFRS諮問会議からのフィードバックをもとに2016年7月のIASBボード会議において作業計画を最終化するために議論することを予定している。
 - (2) アジェンダ協議の間隔については、2016年5月のIFRS財団評議員会の会議において、デュー・プロセスハンドブックの文言の改訂を提案する予定である。

II. アジェンダ協議に関する背景

3. IASBは、2015年8月に意見募集「2015年アジェンダ協議」（以下「本協議文書」という。）を公表した（コメント期限：2015年12月31日）。本協議文書の概要については別紙1に記載している。ASBJからは、2015年12月25日付でコメントレターを送付している。
4. 2016年3月のIASBボード会議や2016年4月のASAF会議において、本協議文書に寄せられたコメントレター及びアウトリーチで示されたフィードバックが議論された。また、2016年4月のIASBボード会議においては、現時点のIASBにおけるリサーチ・プロジェクトのそれぞれについて、受領したコメントの詳細などが議論された¹。リサーチ・プロジェクトの優先順位について、本協議文書に対するコメントレターに示された回答の要約を別紙2に記載している。

¹ なお、2016年4月に議論されなかった個別リサーチ・プロジェクトについては、2016年5月に議論されている。

5. 2016年5月のIASBボード会議においては、2016年4月までの議論を踏まえ、主に次の項目について議論されており、本日の委員会では、アジェンダ・ペーパーの概要をご紹介し、ご意見を頂くことを予定している。

- (1) 2017年から2021年までの作業計画案（アジェンダ・ペーパー24A）
- (2) アジェンダ協議の間隔（アジェンダ・ペーパー24B）

III. 2017年から2021年までの作業計画案

6. 2017年から2021年までの作業計画案に関しては、次の点について議論が行われた。

- (1) 作業計画の開発に影響するフィードバック
- (2) 作業計画を遂行するリソース及びIASBのキャパシティ
- (3) 作業計画案の検討（リサーチ・プログラム以外）
- (4) リサーチ・プログラム案の検討
- (5) IASBスタッフの提案
- (6) 今後の予定

作業計画の開発に影響するフィードバック

7. 作業計画の開発については、市場関係者から、IASBの活動のバランス、投資家のニーズへの対応、変化のレベル及びペースなどの観点からのフィードバックが寄せられていた。市場関係者からのフィードバックを踏まえ、IASBスタッフは、作業計画を策定するにあたっては、IASBの活動は取引固有の基準レベルのプロジェクトよりも次の活動を重視すべきであると考えている。

- (1) IFRSの首尾一貫した適用の支援
- (2) 個別基準と概念フレームワークを整合させる基準設定（例：負債の定義や負債と資本の区分）
- (3) 目的適合的な財務情報に関する作成者から利用者への効率的なコミュニケーションの促進（開示に関する取組み、基本財務諸表、のれん及び減損、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトが利用者とのコミュニケーションにおいて重要であると識別されている。）
- (4) 現実的で達成可能なリサーチ・プログラム

作業計画を遂行するリソース及びIASBのキャパシティ

8. 本協議文書ではIASBのリソースに言及していなかったが、IASBにはこれに触れるコメントが寄せられた。IASBスタッフは次のように考え、IASBのキャパシティと

いう観点では、現在のリソースのレベルを前提²として作業計画を検討している。

- (1) IASB のリソースは著しく増加することではなく、増加したとしても変化に対応しなければならない市場関係者のキャパシティの限界が克服されるわけではない。
- (2) 各国基準設定主体からリソースを提供してもらおうとしても、IASB のアウトプットが著しく増加することはない。
- (3) 主要な基準設定プロジェクトは完了しているが、適用支援活動などにリソースが必要となるため、IASB のリソースが大きく減少することはない。

作業計画案の検討（リサーチ・プログラム以外）

9. リサーチ・プロジェクト以外の作業計画に関して、IASB は次のような市場関係者からのフィードバックを認識している。
 - (1) 保険契約プロジェクト及び概念フレームワークの改訂プロジェクトの完了が重要である。
 - (2) 投資家にとって重要である開示原則に対応することを優先すべきである。
 - (3) 新しく公表された基準の適用支援や、高品質の IFRS を維持し、首尾一貫した IFRS の適用を促進することを継続することが必要である。
 - (4) 個別基準を適用した影響に関する情報を提供する適用後レビューは重要である。
10. 市場関係者からのフィードバックや 2017 年から 2021 年におけるリソースを考慮して、IASB スタッフは、作業計画案（リサーチ・プロジェクトを除く。）を作成するにあたり、以下で個々のプロジェクトについて検討している。

（主要プロジェクト）

プロジェクト	2017 年から 2021 年に予定される活動
概念フレームワーク	2017 年に完成し、教育活動などを 2018 年まで実施する
保険契約	2016 年末に完成し、公表後の支援活動を 2018 年まで実施する。
料金規制対象活動	IFRS 第 14 号「繰延規制勘定」が一時的なものであるため、基準設定活動が必要になる可能性があり、会計モデルを開発して評価する。

² アジェンダ・ペーパー24Bにおいて、IASB スタッフは、アジェンダ協議の間隔を3年から5年にするように提案しており（下記 IV. 参照）、作業計画の検討にあたっては、対象期間を2017年から2021年とすることを前提としている。

(適用活動その他)

プロジェクト	2017年から2021年に予定される活動
適用活動	これには、適用支援活動、狭い範囲の基準の修正、教育活動が含まれる。IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第16号「リース」について、公表後の支援活動を継続する可能性がある。
適用後レビュー	次の順番で適用後レビューを実施する。 1. IFRS第13号「公正価値測定」 2. IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」 3. IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」
中小企業向けIFRS	中間の公開協議を2019年に実施する可能性がある。

リサーチ・プログラム案の検討

11. IASB スタッフは、上記の作業計画案におけるリソースや、個別のリサーチ・プロジェクトの重要性及び緊急度に関するフィードバック並びに新規プロジェクトの提案を考慮して、リサーチ・プログラム案を検討している³。IASB スタッフは、リサーチ・プログラム案を作成するにあたり、以下で個々のプロジェクト⁴について検討している。なお、表の右にASBJのコメントレターに記載したリサーチ・プロジェクトの相対的な重要度及び緊急度を記載している。

³ 現時点では、非営利組織に対する会計基準の開発については、2016年5月のIFRS財団の会議における決定を待つこととしていることから、リサーチ・プログラム案では考慮されていない。

⁴ 従来は、リサーチ・プロジェクトを評価段階（実務上の適用論点の識別と評価のためのもの）と開発段階（予備的な評価を完了しており解決策の識別について追加の調査が必要なもの）に区分していたが、IASB スタッフは、当該区分が厳密ではなく市場関係者に有用ではないと考え、当該区分は提示されていない。

(2017年初めにおいてアクティブな予定のリサーチ・プロジェクト)

プロジェクト	IASB スタッフのコメント	ASBJ の重要度・緊急度
共通支配下の企業結合	さまざまな国からのコメントレーターで重要だと位置付けられており、IFRS 諮問会議でもノミネートされている。	中・低
開示に関する取組み	主に開示原則についての取組みである。コメントレーターで最重要のテーマと位置付けられており、IFRS 諮問会議でもノミネートされている。	高・高
動的リスク管理	影響する企業にとっては根本的に重要なものであり、問題点が IFRS 第9号でも解決していない。	中・中
資本の特徴を有する金融商品のれん及び減損	影響する企業にとっては根本的に重要なものであり、コメントレーターでも優先度が高いものである。	高・中
のれん及び減損	コメントレーターで優先順位が高いとされ、何年もの間問題が提起されており、IFRS 諮問会議でもノミネートされている。	高・高
基本財務諸表	プロジェクトの範囲と目的は現在検討中である。コメントレーターで優先順位が高いとされ、IFRS 諮問会議でもノミネートされている。効率的なコミュニケーションの促進という IASB のイニシアティブにおける重要なテーマである。	(提示していない ⁵⁾)

⁵ ASBJ のコメントレーターにおいては、重要度及び緊急度を提示していないが、当該プロジェクトが従前の基本財務諸表と類似のプロジェクト（一体性の原則を提案するもの）であれば、優先順位は低いと考えられるが、その他の包括利益の使用、財務業績の計算書の小計及び非 IFRS 情報の表示を検討する場合には、重要度が高いと考えられる可能性があるとして記述している。

(2016 年中に終了する予定の研究・プロジェクト)

プロジェクト	IASB スタッフのコメント	ASBJ の 重要度・ 緊急度
割引率	2011年アジェンダ協議を踏まえて基準間の割引率の考え方の不整合について検討しているプロジェクトである。2016年中に終了する予定であり、2017年から2021年まで追加作業が予定されていない。	低・低
株式に基づく報酬	IFRS 第2号「株式に基づく報酬」における複雑性のある主な分野及びその原因を識別するプロジェクトであるが、追加的なリサーチは予定されておらず、2017年から2021年まで追加作業が予定されていない。付与時公正価値測定モデルに代わるモデルを見出せていない。成果物をどのように公表するのかについては検討中である（公表しないということも含めて）。	中・中

(2017年初めにおいてアクティブでない予定の研究・プロジェクトー他の活動に
依拠するもの)

プロジェクト	IASB スタッフのコメント	ASBJ の 重要度・ 緊急度
持分法	概念的基礎についてもさまざまな論点があるが、IFRS 第11号の適用後レビューの実施まで追加的な作業を実施せず、IFRS 第11号の適用後レビューにおいて持分法の情報ニーズを確認し、そのフィードバックを踏まえて、プロジェクトの方向性を評価する予定である。	高・中
引当金、偶発負債及び偶発資産	当初のリサーチは完了しており、概念フレームワークの改訂の影響を検討することになるが、2018年又は2019年まで再開されないと予想される。	(提示していない ⁶⁾)

⁶ ASBJ のコメントレターにおいては、重要度及び緊急度を提示していないが、当該プロジェクトが従前と類似のプロジェクト（蓋然性基準を廃止するもの）であれば、優先順位は低いと考えられるが、概念フレームワークの改訂に基づいて IFRIC 第21号「賦課金」のガイダンスの廃止を含む IAS 第37号の要求事項の修正を検討する場合には、方向性を支持すると記述している。

(2017年初めにおいてアクティブでない予定のリサーチ・プロジェクトーリソースがあればアクティブになるもの)

プロジェクト	IASB スタッフのコメント	ASBJ の重要度・緊急度
外国為替レート	多くの市場関係者が現実的でない公表為替レートが存在するケースについて懸念を示しており、リソースがあれば、狭い範囲の修正を開発できるかどうかについて実行可能性を検討するレビューをすべきであると提案されている。	(なし)
排出物価格設定メカニズム	リソースの問題により一時的にアクティブでなくなるが、2017年に再開される予定である。	中・中
退職後給付	ハイブリッド型制度における会計上のミスマッチの懸念に対処する解決策を調査することが提案されているが、それ以外の側面については追加的な調査を行わないことが提案されている。	高・中
中小企業である子会社 (新規プロジェクト)	中小企業の定義に該当する子会社が、認識及び測定についてはIFRSを適用し、開示については「中小企業向けIFRS」の要求事項を使用することを認めることについて予備的な調査を行うことが提案されている。上場企業の子会社は親会社の連結目的の財務数値を報告する必要があるためにこれが要望されている。	(なし)
変動対価・条件付対価 (新規プロジェクト)	複数のテーマにまたがり、IFRS 解釈指針委員会やIASBで議論されている論点であり、リソースがあれば検討すべきであると提案されている。初期段階として、資産の購入に対する将来変動する支払に関して負債をいつ認識すべきか、その負債をどのように測定し、再測定し、表示すべきかを識別することが想定される。	(なし)
IAS 第26号の削除 (新規プロジェクト)	IAS 第26号「退職給付制度の会計及び報告」は1987年に公表され、それ以来改訂が行われていないが、その目的適合性について懸念が示されることがある。まず各国基準設定主体にIAS第26号が必要かどうか確認することが提案されている。	(なし)

(2017年初めにおいてアクティブでない予定の研究・プロジェクトー2021年までアクティブにならないと予想されるもの)

プロジェクト	IASB スタッフのコメント	ASBJ の重要度・緊急度
採掘活動	IFRS 第6号「鉱物資源の探査及び評価」は一時的なものであり多くの免除規定があるため、恒久的な解決策が必要となるが、緊急度は高くないため、2021年までは作業を行わないことが提案されている。	(提示していない)

(リサーチ・プログラムから除外すべきリサーチ・プロジェクト)

プロジェクト	IASB スタッフのコメント	ASBJ の重要度・緊急度
外貨換算	2014年10月にIASBは追加の活動を行わないことを決定し、その決定を覆す十分な理由をアジェンダ協議から受け取っていない。	(提示していない ⁷)
高インフレ	2015年4月にIASBは追加の活動を行わないことを決定し、その決定を覆す十分な理由をアジェンダ協議やASAFから受け取っていない。	(削除に同意)
法人所得税	リサーチや受け取ったフィードバックを踏まえると、基本的なレビューまでは必要とされておらず、狭い範囲の修正は有用でないと考えられ、一部の論点について教育文書を開発する可能性が考えられる。	低・中
無形資産及び研究開発	無形資産と研究開発の認識及び測定（又は無形資産の開示）に対処するためには多くのリソースを必要とする可能性が高く、また、そのリサーチの結果、財務報告の著しい改善が行われるか不透明である。関連するプロジェクトである採掘活動について作業を行うときに対応の可否を検討することが提案されている。	高・中 (開発費)

⁷ ASBJのコメントレターにおいては、外貨換算に関するプロジェクトをリサーチ・プログラムから削除すべきであるとは考えておらず、削除する場合でも、最低限、機能通貨の決定に関する会計上の要求事項の限定的な修正を行うためのプロジェクトに取り組むべきと記述している。

IASB スタッフの提案

12. 上記を踏まえて、IASB スタッフは、2017年から2021年について、次の作業計画案を提案している。

(主要プロジェクト及び適用活動)

プロジェクト	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
主要プロジェクト：					
概念フレームワーク	◎				
保険契約	◎	○	○	○	○
料金規制対象活動	◎	?	?		
その他の活動					
適用活動	◎	◎	◎	◎	◎
適用後レビュー	◎	◎	◎	◎	◎
中小企業向け IFRS	○	○	◎	○	

◎：活動量が多い期間

○：計画又は公表後の活動期間

？：活動量が不明な期間

(リサーチ・プログラム)

2017年初めにおいてアクティブな予定のリサーチ・プロジェクト

プロジェクト	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
共通支配下の企業結合	◎	◎	◎		
開示に関する取組み (開示原則を含む)	◎	◎	◎	◎	
動的リスク管理	◎	◎	◎	◎	◎
資本の特徴を有する金融商品	◎	◎	◎	◎	◎
のれん及び減損	◎	◎	◎		
基本財務諸表	◎	◎	◎	◎	◎

◎：活動量が多い期間

(リサーチの後に基準設定活動になる可能性がある期間も含む)

2017年初めにおいてアクティブでない予定の研究・プロジェクト

プロジェクト	状況
持分法	IFRS 第11号の適用後レビューによるフィードバックを検討し、その時点で方向性を評価する予定である。
引当金、偶発負債及び偶発資産	概念フレームワークの完成次第であるが、2018年又は2019年までは再開しないと見込まれる。
排出物価格設定メカニズム	リソースが確保される時に再開する予定である。
中小企業である子会社	タイミングは予備的な実行可能性のレビュー結果及びリソースに依存する。
変動対価・条件付対価	リソースが確保される時に開始する予定である。
採掘活動	(リサーチ・プログラムから除外しないが、) 2021年まで作業は予定していない。

(第41回 ASAF 対応専門委員会 (2016年5月19日開催) でのご意見 (IASB ボード会議の前にいただいたご意見))

- ASBJ のコメントと整合していない作業計画案については、今後の ASAF 会議で ASBJ のコメントを主張していくことが必要である。
- のれん及び減損のプロジェクトは、非常に重要であり IASB において進めていくべきである。また、当該プロジェクトは 2019 年までが活動量の多い期間とされているが、他のリサーチ・プロジェクトより優先順位を上げて、期間を短縮してでも緊急度を高めて進めるべきと主張するのも良いのではないか。
- 開発費については、現行 IFRS は適切なものではないと考えられる一方、基準を修正することによって現在の実務に影響がある可能性もあるため、プロジェクトを進めていくのが難しいと考えられているのではないか。
- 外貨換算のリサーチ・プロジェクトにおける機能通貨の論点については、ASBJ の主張を IASB に強く伝えるべきではないか。
- 退職後給付のリサーチ・プロジェクトについては、ハイブリッド型制度に

ついて検討するとされているが、これまでの IAS 第 19 号「従業員給付」に関する議論の経緯から考えると、簡単にはプロジェクトが進まないのではないか。

- 持分法のリサーチ・プロジェクトについては、一時期その見直しが議論されて、いくつか提案などもなされたが、結局、IFRS 第 11 号の適用後レビューを待つということで、IASB におけるプロジェクトの進め方が混乱しているのではないか。
- 新規に提案されている中小企業である子会社のリサーチ・プロジェクトについて、その対象範囲を検討するにあたっては、親会社の連結財務諸表における子会社の重要性や子会社自体の個別財務諸表における重要性についても考慮することが考えられるのではないか。
- IASB のキャパシティについては、現状のリソースの十分性を議論することも必要なのではないか。

2016 年 5 月ボード会議における主な議論（2016 年 5 月 19 日開催）

13. 2016 年 5 月 19 日開催のボード会議においては、本資料第 12 項の「主要プロジェクト及び適用活動」の項目について提案通り暫定決定がなされた後、リサーチ・プロジェクトについて議論がなされ、そこで聞かれた主な意見は、以下のとおりである。

- (1) 「アクティブな予定のリサーチ・プロジェクト」については、活動量が多い期間を示す方法が市場関係者に誤解を与える可能性がある。それぞれのプロジェクトの検討段階や今後必要な作業量が異なるため、それらも示すべきではないか。
- (2) 「アクティブでない予定のリサーチ・プロジェクト」は、リソースがあれば開始されるという位置付けのプロジェクトであり、この語句では市場関係者の誤解を与える可能性があるため、「パイプライン」など他の語句とすべきである。
- (3) 同じリストの中でも、プロジェクトの優先順位付けを一定程度示すことが市場関係者にとって有用となるのではないか。
- (4) 各国基準設定主体と協働することが強調されている状況であり、リサーチ・プログラムにおいて、この点について明示すべきではないか。
- (5) 採掘活動は、複数の法域では重要な論点であり、また以前リサーチが行われて

いたこともあり、リサーチ・プログラムからは除外するべきではない。

(6) 高インフレや退職後給付は、包括的なプロジェクトではなく限定的なプロジェクトであれば、リサーチ・プログラムに含めるのも良いのではないか。

(7) 引当金、偶発負債及び偶発資産のプロジェクトについては、概念フレームワークの改訂作業が完了次第すぐに再開すべきではないか。

14. リサーチ・プロジェクトについて議論がなされた後、本資料第12項の「リサーチ・プログラム」のうち、「アクティブな予定のリサーチ・プロジェクト」の項目について提案どおり暫定決定がなされ、「パイプライン」（上記の「アクティブでない予定のリサーチ・プロジェクト」の名称を変更したもの）の項目については、採掘活動、高インフレ（限定的な範囲のみ）、退職後給付（限定的な範囲のみ）についても、リストに含めることについて暫定決定がなされた⁸。

ASBJ 事務局による気付き事項

15. IASB スタッフの作業計画案について、主要プロジェクト及び適用活動とリサーチ・プログラムに分けて、ASBJ 事務局による気付き事項を記載する。
16. 主要プロジェクト及び適用活動については、ASBJ のコメントレーターでは、アジェンダの優先順位に関して、のれんの償却、概念フレームワークの改善、開示原則の開発が極めて重要かつ緊急であると述べており、それらについては、IASB スタッフの提案においても優先的に取り組むとされている（のれんの償却については、アクティブな予定のリサーチ・プログラムとして取り組むとされている）。
17. リサーチ・プログラムについては、ASBJ のコメントレーターでは、重要度の高いリサーチ・プロジェクトとして、のれん及び減損、開示に関する取組み（開示原則）、資本の特徴を有する金融商品、持分法、退職後給付、開発費を記述していた。そのうち、のれん及び減損、開示に関する取組み（開示原則）、資本の特徴を有する金融商品については、アクティブな予定のリサーチ・プロジェクトとして提案されている。それ以外のプロジェクトについては、（2017年初めにおいて）アクティブでない予定のリサーチ・プロジェクト又はリサーチ・プログラムから除外すべきリサーチ・プロジェクトとして提案されており、ASBJ のコメントレーターとの関係で、次のように考えられる。

- (1) 持分法：IFRS 第11号の適用後レビューの結果を待ってからプロジェクトを再開するとしており、リサーチ・プログラムから除外されるわけではない。ASBJ

⁸ 本資料第2項に記載のとおり、2016年6月のIFRS 諮問会議及び2016年7月におけるIASB ボード会議にて引き続き作業計画案について議論が行われる予定である。

- のコメントレターでも緊急度が高いとはしていないため、現時点では、プロジェクトの状況を注視する必要があると考えられる。
- (2) 退職後給付：ハイブリッド型制度に関しては検討を行うが、それ以外の活動を行わないことが提案されている。2011年に公表されたIAS第19号の修正は、「主要な」修正ではないというIASBスタッフの見解により、IAS第19号(2011年改訂)の適用後レビューを行わないことが提案されており、IAS第19号の適用後レビューを行うことが重要であるとしたASBJのコメントレターとは整合しないと考えられる。
- (3) 開発費：2010年10月にIASBが追加の活動を行わないことを決定してから追加の研究は行われておらず、本協議文書に寄せられたコメントを踏まえ、緊急度が低いとされ、研究・プログラムから除外されることが提案されている。当該アジェンダ・ペーパーにおいて、開発費について、ASBJを含む日本の市場関係者からの懸念が記述されているものの、対応が予定されていないため、ASBJのコメントレターと整合しないと考えられる。
- (4) 外貨換算に関するプロジェクトについては、研究・プログラムから除外することが提案されている。ASBJのコメントレターでは、研究・プログラムから除外するとしても、機能通貨の決定に関する会計上の要求事項の限定的な修正⁹には最低限取り組むべきであるとしており、これと整合しないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

IASBスタッフによる2017年から2021年までの作業計画案及びASBJ事務局による気付き事項について、ご質問やご意見があればいただきたい。

⁹ ASBJのコメントレターにおいては、例えば、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の第9項及び第10項の限定的修正を、機能通貨を決定する際の関連性のある事実及び状況の文脈における経営者の判断が重要である旨を強調している米国会計基準の要求事項を参考にして検討を行うことが可能かもしれないと記述している。

IV. アジェンダ協議の間隔

アジェンダ協議の間隔に関するフィードバック

18. 本協議文書において、現在のアジェンダ協議の間隔である3年は短いと考えられるとして、IASBは、アジェンダ協議の間隔を3年から5年に長くすることを提案していた。
19. 過半数を少し超える程度 (small majority) のコメント回答者がアジェンダ協議の間隔を3年から5年に長くすることに賛同していたが、異なる見解の回答も示されていた。コメント回答者からは次のような見解が示された。
- (1) 作業計画の優先順位や構成要素に必要な変化をもたらすための機会であるアジェンダ協議は重要である。
 - (2) 主要プロジェクトが完了するのは5年より長く時間がかかり、作業計画を安定的に維持するために、アジェンダ協議の間隔を5年にすることに同意できる。
 - (3) アジェンダ協議の間隔を長くすることに反対する回答者からは、IFRSを適用する法域が増える中、IASBが重要で緊急的な論点に適切に対応することが必要であるというコメントが示された。アジェンダ協議の間隔を長くすることによって、作業計画の目的適合性を確認すべきであるというコメントが示された。
 - (4) IASBが自ら作業計画を定期的にレビューすべきである。また、IASBはIFRS諮問会議やASAFなどにおいて定期的に作業計画を協議すべきである。
 - (5) 前回の「2011年アジェンダ協議」から4年経過しており、アジェンダ協議の間隔を5年に長くしたとしても実際には5年より長くなるのではないかと懸念がある。
 - (6) アジェンダ協議のプロセスは、市場関係者にとってもIASBにとっても負荷が高い。
 - (7) IFRS財団の戦略レビューとアジェンダ協議のタイミングの整合性については多様なコメントがあった。また、アジェンダ協議の間隔とIASB議長任期が整合する方が有用であるという少数のコメントも示された。

IASBスタッフの提案

20. IASBスタッフは、次の理由により、本協議文書における提案と同じく、アジェンダ協議の間隔を5年に変更することについて確認することを提案している。
- (1) 安定的な作業計画により、市場関係者が長期的な計画を立てることができ、ま

- た IASB が効率的に計画やリソースを管理することができる。
- (2) IASB 及び市場関係者のアジェンダ協議に対する負荷を低減する。
 - (3) アジェンダ協議期間における IASB の意思決定や戦略に影響する不確実性を低減する。
 - (4) アジェンダ協議の間隔を IFRS 財団のレビューの間隔と整合させる。
 - (5) アジェンダ協議のプロセスを IASB 議長の任期と整合させる。

また、IASB スタッフは、IASB がアジェンダ協議のサイクルの間に発生した緊急的な論点に対応するために、必要に応じて柔軟にテーマを作業計画に追加できるようにするべきであると考えている。

2016 年 5 月ボード会議における主な議論（2016 年 5 月 18 日開催）

21. 2016 年 5 月 18 日開催のボード会議において聞かれた意見として、アジェンダ協議の間隔（年数）の数え方が明確ではないといったコメントが示されたが、議論の最後にアジェンダ協議の間隔を長くても前回のアジェンダ協議完了後から 5 年にするスタッフ提案について、全員一致で賛同が得られ、暫定決定がなされた。

（第 41 回 ASAF 対応専門委員会（2016 年 5 月 19 日開催）でのご意見（IASB ボード会議の議論をご紹介した後でいただいたご意見））

- 3 年から 5 年に長くすることに賛同していないコメントが相当数あったことも踏まえ、世界各国の市場関係者の意見を聞く必要がある場合に、アジェンダ協議のプロセスの負荷が高いと言うのは、IASB としてアジェンダ協議の間隔を 5 年に長くする理由とはならないのではないかと。
- 前回のアジェンダ協議においては、まだ主要な基準設定プロジェクトがいくつも存在していたが、今回のアジェンダ協議においては、そのような大きなプロジェクトが減っていることから、アジェンダ協議の間隔を長くする必要性はないのではないかと。
- アジェンダ協議の間隔を 5 年に長くする場合には、IASB は、アジェンダ協議のサイクルの間に作業計画のテーマを見直すプロセスを明確にすべきである。

ASBJ 事務局による気付き事項

22. ASBJ のコメントレターでは、アジェンダ協議の間隔を 3 年から 5 年に変更する提案を支持しないとしていた。これは、IASB が、新プロジェクトを作業計画に追加するか否かや、既存プロジェクトを作業計画から削除するか否かを決定するために、十分かつ適時なインプットが入手できなくなるリスクをもたらすことになるためである。

また、IASB が提案したとおり 5 年の間隔の提案を進める場合、ASBJ は次の対応が必要であるとしていた。

- (1) アジェンダ協議の役割の明確化
- (2) 現在取組中のプロジェクトを中止するプロセスの明確化
- (3) アジェンダ協議の間隔の数え方の明確化
- (4) ASAF 会議及び IFRS 諮問会議において、少なくとも 1 年に一度、IASB のアジェンダが依然としてバランスが取れていて適切であるのかどうか及びアジェンダの追加又は削除を行うかの議論に充てるセッションを開催すること

23. IASB スタッフの提案はアジェンダ協議の間隔を 5 年とするものの、必要に応じて作業計画にテーマを追加できることとしているが、作業計画のテーマを見直すプロセスが明確でないため、それを明確にすべきであると考えられる。また、アジェンダ協議の負荷が重いというフィードバックを踏まえ、前項(1)から(4)を明確にしたうえで、アジェンダ協議のプロセス自体を効率化することを検討すべきであるとする。

ディスカッション・ポイント

アジェンダ協議の間隔に対する IASB スタッフの提案及び ASBJ 事務局による気付き事項について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

意見募集「2015年 アジェンダ協議」の概要
(2015年9月25日開催の企業会計基準委員会資料から抜粋)

1. 背景

1. 意見募集「2015年 アジェンダ協議」(以下「本協議文書」という。)は、財務報告に関心を有する者から、次の点について見解を聴取するために公表されたものである。

- (1) IASB の戦略的な方向性と作業計画のバランス
- (2) アジェンダ協議を行う間隔として、3年間が適切か

2. IFRS 財団のデュー・プロセスハンドブックにおいて、IASB は、3年ごとに作業計画について公開協議を行うこととされている¹⁰。IASB は、2011年に第1回目のアジェンダ協議を行っており、今回のアジェンダ協議は2回目のものである。本協議文書では、2016年中旬から2020年中旬までのIASBの作業計画¹¹等について関係者の見解を求めている。

3. 本協議文書では、次に関する記載がされている。

(1) IASB の基準設定に関するアプローチ

- リサーチ・プロジェクト
- 基準レベルのプロジェクト
- 維持管理及び適用に関するプロジェクト
- 基準適用後のレビュー

(2) IASB の作業計画

- IASB の作業計画について、2011年に行われたアジェンダ協議が2012年から2015年の作業計画にどのように反映されたかに関する説明
- 2015年7月末から2020年半ばまでの期間を対象として、現時点で予定されているプロジェクトに関する進捗や完了の見通し(以下5つのカテゴリーに区分)
 - ・ リサーチ・プロジェクト

¹⁰ IFRS 財団のデュー・プロセスハンドブック 4.3項から4.5項を参照。

¹¹ 本協議文書では、IASBの作業計画以外(教育活動やIFRSタクソノミーに関する活動)については見解を求められておらず、これらはIFRS財団から公表されている意見募集文書「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」で見解を求められている。

- ・ 基準レベルのプロジェクト
- ・ 概念フレームワーク
- ・ 開示に関する取組み
- ・ 維持管理及び適用に関するプロジェクト

(3) IASB の作業計画に関する質問

(4) アジェンダ協議の頻度

(5) 別紙：リサーチ・プログラムの概要、IFRS 財団から公表されている意見募集文書に記載されている質問項目

II. IASB の作業計画とそれに対する質問

(IASB の作業計画)

4. 本協議文書では、「IASB の作業計画」について、次の説明がされている。

(1) 2015 年から 2020 年において、各カテゴリーに必要なリソースは次のように変化することが見込まれている。

表 1：2015 年から 2020 年において、各カテゴリーに必要なリソースの見込み

区 分	2015 から 2020 年に必要なリソース
リサーチ・プロジェクト	増加が見込まれる（リサーチ・プログラムを増加させるため）。
基準レベルのプロジェクト	大きな変化は見込まれていない。
概念フレームワーク	概念フレームワークの完了が見込まれる 2017 年からは大幅に減少することが見込まれる。
開示に関する取組み	幾つかのプロジェクトが完了するにつれて、一定程度減少していく可能性がある。
維持管理及び適用に関するプロジェクト	大きな変化は見込まれていない。

(2) 2015 年 7 月末において、現在進行中のリサーチ・プロジェクト及び基準レベル及びその他の主要なプロジェクトは、次のとおりである。

表 2 : 2015 年 7 月末におけるリサーチ・プロジェクトの一覧¹²

プロジェクトの 段階	プロジェクト
評価段階	事業の定義
	割引率
	のれん及び減損
	法人所得税
	排出物価格設定メカニズム（以前の排出量取引スキーム）
	退職後給付（年金を含む）
	基本財務諸表（以前の業績報告）
	引当金、偶発負債及び偶発資産
	株式に基づく報酬
開発段階	共通支配下の企業結合
	開示に関する取組み——開示原則
	動的リスク管理
	持分法
	資本の特徴を有する金融商品
休止中	採掘活動／無形資産／研究開発（R&D）
	外貨換算
	高インフレ

¹² IASB は、表 2 に記載したほかに、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」についてもリサーチ・プロジェクトに着手すべきかについて検討を行っている。

表3：2015年7月末における基準レベル及びその他の主要なプロジェクトの一覧

デュー・プロセスの段階	プロジェクト
基準を公表予定	保険契約
	リース
公開草案を公表済み	概念フレームワーク
公開草案を公表予定	開示に関する取組み——会計方針及び見積りの変更
	開示に関する取組み——重要性に関する実務記述書
ディスカッション・ペーパーを公表済み	動的リスク管理
	料金規制対象活動 ¹³
ディスカッション・ペーパーを公表予定	開示に関する取組み——開示原則

(3) 作業計画における個別のプロジェクトについて優先順位付けを行い、必要なリソースを配分するうえで、IASB は、次の点を含め、さまざまな要因を勘案する。

- ① 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度
- ② 解決すべき問題の緊急性
- ③ 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係
- ④ 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性
- ⑤ 市場関係者が提案に対応することが可能か（個々の提案への対応と作業計画全体への対応の双方）
- ⑥ 作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプログラムに進む可能性のある進行中のリサーチ・プロジェクトにおける全体的なバランス
- ⑦ IASB メンバーにとって十分な時間が確保できるか、及び、スタッフのリソースが十分に確保できるか

（IASB の作業計画に関する質問）

5. 本協議文書では、IASB の作業計画について、次の点について見解が求められている。

¹³ IASB は、料金規制対象活動に関する 2 回目のディスカッション・ペーパーを公表する予定である。

- (1) プロジェクトのバランス：IFRS 財団のリソースを本資料第4項(1)に記載した5つのカテゴリーに割り当てる際、IASB はどのような要素を考慮すべきか。
- (2) リサーチ・プロジェクトについて、次の点について、どう考えるか。
 - ① リサーチ・プログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えるとしたら、どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進めるために、現在進行中のどのプロジェクトについて優先順位を引き下げるべきか。
 - ② リサーチ・プログラムから、外貨換算及び高インフレのプロジェクトを削除すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
 - ③ 他にリサーチ・プログラムから削除すべきプロジェクトはないか。
- (3) リサーチ・プログラムの各プロジェクトについて、相対的な重要度（高・中・低）及び緊急度（高・中・低）について、どのように考えるか。なお、特にランクを高又は低とした項目について、どのような理由によるものか。
- (4) 主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。
- (5) IASB と IFRS 解釈指針委員会は、市場関係者のニーズを満たすために、適切な方法で十分な導入支援の取組みを行っているか。
- (6) IASB の作業計画は、全体として、適切なペースで基準の変更がされ、原則主義の基準設定に適切な程度で詳細な基準の開発につながっているか。それは、どのような理由によるものか。
- (7) IASB の作業計画について、他に何かコメントはあるか。

III. アジェンダ協議の頻度

6. IASB は、主要プロジェクトを進める場合、リサーチから基準設定プロジェクトまで完了させるためには、通常、3年超の期間を要する。このため、本協議文書では、関係者の一部から3年ごとではアジェンダ協議のサイクルとして短すぎ、5年ないし7年サイクルにすべきという見解も聞かれていることが示されたうえで、アジェンダ協議の頻度を5年ごとにするのが提案されており、賛否とその理由が求められている。

以上

リサーチ・プロジェクトの優先順位
(2015年4月のアジェンダ・ペーパー24Bに記載された
本協議文書に対するコメントレターの回答から抜粋)

プロジェクト	高	中	低	合計
開示に関する取組み——開示原則	79	5	1	85
のれん及び減損	53	14	4	71
資本の特徴を有する金融商品	52	11	8	71
基本財務諸表（業績報告を含む）	52	12	10	74
共通支配下の企業結合	36	20	4	60
動的リスク管理	34	15	21	70
持分法	33	16	12	61
事業の定義	31	26	6	63
割引率	28	28	8	64
引当金、偶発負債及び偶発資産	24	17	21	62
退職後給付	14	20	25	59
法人所得税	13	24	26	63
排出物価格設定メカニズム	12	19	24	55
採掘活動／無形資産／研究開発	9	12	29	50
外貨換算	7	3	36	46
株式に基づく報酬	4	19	36	59
高インフレ	4	1	39	44

以上